

# 北星ゴム工業株式会社 環境負荷化学物質管理指針

## 第一 目的

本マニュアルは、環境負荷物質に関わる社内外における環境負荷化学物質の事故等が発生した際について必要事項を定め、総合的かつ計画的な対応を推進することを目的とする。

## 第二 平常時の対策

### 1. 基本的事項

- (1) 化学物質の管理及び環境の保全に関わる関係法令等を遵守する。
- (2) 各施設における化学物質の取扱施設などの適正な維持管理を図る。
- (3) 全従業員に教育を実施し、化学物質の適正管理に取り組む。
- (4) 化学物質の性状及び取扱に関する情報を活用する。

### 2. 化学物質の管理体制の整備

環境負荷化学物質の管理を確実かつ円滑に実施するため、化学物質管理責任者を社長とし、担当部門を別紙1「環境対応及びリスクアセスメント委員会」とする。

### 3. 購入に関して

ゴム、ゴム用化学物質に限らず副資材も含め、購入する全ての部材に関してその成分、性状をグリーン調達ガイドラインに基づき管理する。関係法令（例REACH）が改訂された際、使用化学物質が対象となった場合速やかに使用中止のための計画を立案し、関係部署と協議し円滑に計画を進める。

購入品はすべて資材課を通すものとし、基本的に社内には環境負荷化学物質を置かないものとする。

担当部署は関係法令（PRTR法、労働安全衛生法、REACHなどの国内外の法令）の改訂の情報を速やかに入手することに努め、購入品の適合・不適合を判定する。

### 4. 社内での適用

- (1) 製造するものは環境負荷化学物質を使用しない。
- (2) なんらかの理由によって環境負荷化学物質が混入した場合、速やかに混入品を正規品と識別し保管場所を分け、保管する。
- (3) 混入品が発見された場合、速やかに別紙2に拠り経営者に報告する。
- (4) 混入品が発見された場合、速やかに原因を究明し状況把握を行う。発生日時、混入物質、混入量、範囲、納入先への流出等を調査する。
- (5) 混入事故の再発防止のため、関係部署を協議の上、対策を施す。また、社内情報を共有化するため、社内・外注先に連絡を行う。

(6) 混合品が顧客に流出した場合、速やかに顧客に連絡する。顧客に対して、混入品の情報を開示し、顧客からの要求事項の報告を最大限の誠意を持って行う。

### 5. 仕入れ先・外注先に対して

- (1) 北星グリーン調達ガイドラインを仕入れ先・外注先に配布し、抵触しないよう指導する。特に外注先に対しては外注先連絡会等において、グリーン調達ガイドラインの説明を行い、必要に応じ個別に指導・監査を行う。
- (2) 仕入れ先・外注先に対し納入される部材に関しSDSまたはそれに準じるものを請求し、グリーン調達ガイドラインに抵触していないことを確認する。
- (3) SDSに記載されている物質がグリーン調達ガイドラインに抵触していないことを確認する。

以 上

